

各所属長 殿

通達（生搜サ）第237号

平成31年3月5日

生活安全部長

保存期間 3年

不正指令電磁的記録に関する罪の取締りの推進及び取締りに当たっての留意事項について

近年、インターネットバンキングに係る不正送金、仮想通貨の不正送信、クレジットカード情報の不正流出等、不正指令電磁的記録によりサイバー空間の安全が脅かされる事案が多発し、大きな社会問題となっている。

こうした不正指令電磁的記録を含む高度な情報技術を悪用したサイバー犯罪に係る捜査の推進については、「山梨県警察におけるサイバーセキュリティ戦略の制定について」（平成30年12月27日付け、通達（生搜サ）第189号）及び「サイバーセキュリティ重点施策の策定について」（平成30年12月27日付け、通達（生搜サ）第190号）により指示しているところ、不正指令電磁的記録に関する罪（刑法（明治40年法律第45号）第19章の2。以下「本罪」という。）について、下記の点に留意し、積極的な取締りを推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不正指令電磁的記録に関する罪の取締りに当たって留意すべき事項について」（平成23年8月2日付け、環搜第131号）は廃止する。

記

1 積極的な取締りの推進

(1) 積極的な端緒情報の収集と事件化

各所属においては、警察安全相談の精査を徹底するなど、本罪に係る積極的な端緒情報の収集に努めること。また、各警察署においては、被害が拡散しやすい不正指令電磁的記録、挙動があまり認知されていない不正指令電磁的記録等を重点的に検挙するなど、犯罪抑止効果も企図した積極的な取締りを推進すること。

(2) 部門間連携の推進

本罪については、ストーカーや標的型メールの受信等に係る相談等、各所属で取り扱う他の事案や警察安全相談から認知することもある。各所属においては、生活安全部門だけでなく、刑事、交通、警備等の各部門の職員であっても、適切に端緒を把握できるよう、別途発出する「ウイルス罪相談対応マニュアル」等を活用するなど、各職員に対し、本罪に関する知識の習得に努めさせること。

(3) 国際捜査共助の枠組みの活用

本罪については、不正指令電磁的記録が国外のサーバに蔵置されたり、同記録が

国外のサーバと通信するなど、検挙や手口等の実態解明のためには、外国治安機関との連携が不可欠な場合がある。

そこで、本罪の捜査において、外国治安機関に対する積極的かつ迅速な捜査共助を要請することはもとより、捜査を通じて外国に関連する情報を得た場合は、I C P Oルート等を活用し、関係する外国治安機関に対し、積極的に情報提供を行うなどにより、手口等の実態解明等を視野に入れた捜査を推進すること。

また、国際連携の結果、被疑者の検挙には至らなかったものの、海外に設置された不正指令電磁的記録に係る指令サーバの停止措置が図られ、被害の拡大防止につながった事例も認められることに留意すること。

2 不正指令電磁的記録に関する罪の取締りに当たっての留意事項

本罪の解釈等については、法務省から各検察庁に対して通達（別添参照）が発出されているところであるが、本罪の取締りに当たっては、これまでの取扱事例を踏まえ、特に次の点に留意すること。

(1) 不正指令電磁的記録該当性

捜査対象となる電磁的記録が、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」に該当するか否かについては、解析結果（動作）や電磁的記録についての説明内容、電子計算機の使用者の供述などから総合的に判断すること。

(2) 人の電子計算機における実行の用に供する目的の立証

作成、提供、取得及び保管の各罪については、「人の電子計算機における実行の用に供する目的」があることが必要とされている。

そのため、捜査対象となる電磁的記録について、2(1)により不正指令電磁的記録に該当すると判断した場合であっても、当該目的がなければ本罪は成立しない点に留意すること。

(3) 被提供者等の特定

提供罪については、不正指令電磁的記録等であることの情を知った上でこれを自己の支配下に移そうとする者に対し、これをその支配下に移して事実上利用し得る状態に置くことが必要とされる。

また、供用罪については、情を知らない者の電子計算機において不正指令が実行され得る状態に置かれた時点が既遂時期とされている。

そのため、提供罪又は供用罪の立件に際しては、それぞれ被提供者又は被供用者を特定する必要があり、これに至らない場合は、それぞれ保管罪又は供用未遂罪による立件を検討すること。

(4) 不正指令電磁的記録の公開行為と作成罪

作成罪については、不正指令電磁的記録等を新たに記録媒体上に存在するに至ら

しめることが必要とされる。そのため、捜査対象となる電磁的記録について、2(1)により不正指令電磁的記録に該当すると判断した場合であっても、単に既存の不正指令電磁的記録を複写し、ウェブサイトに公開するにとどまる行為は、基本的に作成罪を構成しない点に留意すること。

(5) 罪数

被疑者の行為が本罪の複数の罪名に該当することとなつても、牽連犯として科刑上一罪となる場合があることから、犯罪事実の構築に当たつては、解釈に係る資料の確認や担当検察官との協議等により、個々の事件ごとに誤りのないよう適切に対処すること。

3 積極的な検挙広報の推進

近年、利用者の意図に反して個人情報を収集する機能を持つアプリを提供する事案等が発生して問題となつてゐる。

本罪は、いわゆるマルウェアといわれる悪意を持ったコンピュータ・プログラムとして評価されるものに限定されるものではなく、電磁的記録が、正当な理由がないのに「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」ものに該当し、これを作成、提供、取得、保管又は供用した場合に犯罪を構成することから、該当する行為の取締りを通じて法の趣旨が広く国民に周知されるよう積極的な検挙広報を実施し、本罪に抵触する違法行為の蔓延防止に努めること。

本件担当：サイバー犯罪対策係
[REDACTED]

法務省刑制第41号（例規）
平成23年7月8日

検事総長 殿
検事長 殿
検事正 殿

法務省刑事局長 西川克行

「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」
(罰則整備関係部分) の施行について（依命通達）

平成23年6月17日、第177回国会において、「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第74号。以下「本法」という。)が成立し、同月24日に公布されました（本法の概要については、別紙1参照）。

本法は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するとともにサイバー犯罪に関する条約を締結するため、罰則及び手続法の整備を行うほか、強制執行を妨害する犯罪に適切に対処するため、罰則の整備を行うものであり、これらのうち、罰則の整備に係る部分は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日（同年7月14日）から施行されることとなります（本法附則第1条本文）。

つきましては、同日から施行される罰則規定について、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないように願います。

なお、本法中、

- ① 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和38年法律第138号）、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）等の改正規定については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から（本法附則第1条第1号）、

- ② 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の改正規定については、サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日から（同条第2号），
- ③ 現在国会において継続審議中の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」及び「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律」の改正規定については、それぞれの法律が成立した場合に、その公布の日又は本法の施行日（平成23年7月14日）のいずれか遅い日から（同条第3号・第4号），
- ④ 不正競争防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第62号）の改正規定については、同法が既に公布されているため、本法の施行日から（同条第5号），

それぞれ施行されることとなります。

記

第1 罰則に係る改正の趣旨

1 サイバー犯罪関係の罰則整備について

近年、コンピュータが広く社会に普及し、その機能も高性能化が一層進んで複雑かつ多様な情報を処理することが可能になっているとともに、世界的な規模のコンピュータ・ネットワークが形成され、コンピュータとそのネットワークが極めて重要な社会的基盤となっている。このような情報技術の発展に伴い、いわゆるコンピュータ・ウイルスによる攻撃やコンピュータ・ネットワークを悪用した犯罪など、サイバー犯罪が多発している。

また、サイバー犯罪は、容易に国境を越えて犯され得るものであり、国際的な対策が極めて重要となっているところ、平成16年4月に国会において承認されたサイバー犯罪に関する条約は、国際的に協調してサイバー犯罪に効果的に対処する上で、重要な意義を有するものと考えられる。

そこで、これらの犯罪に適切に対処するとともに同条約を締結するため、本法により刑法（明治40年法律第45号）等が改正され、サイバー犯罪関係の罰則規定が整備されたものである。

2 強制執行妨害犯罪関係の罰則整備について

債権債務関係の適正かつ迅速な処理は、かねてから重要な課題であるが、厳しい経済情勢が続く中で、暴力団等の反社会的勢力が組織的に関与する悪質かつ巧妙な強制執行妨害事犯は依然として後を絶たない状況にあるところ、

強制執行手続の適正の確保を図り、権利実現の実効性をより一層高めるためには、この種の事犯に適切に対処することが必要である。

そこで、本法により刑法等が改正され、強制執行妨害犯罪関係の罰則規定が整備されたものである。

第2 罰則に係る改正の概要

1 サイバー犯罪関係の罰則整備について

本法においては、

- ① 不正指令電磁的記録に関する罪の新設（刑法第19章の2）
- ② わいせつ物頒布等の罪の構成要件の拡充等（同法第175条）
- ③ 電子計算機損壊等業務妨害罪の未遂犯処罰規定の新設（同法第234条の2第2項）
- ④ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律第8条第1項第1号の罪についての国外犯処罰規定の新設（同条第2項）

を行うこととされた。

これらのうち、①から③までの改正は、公布の日から起算して20日を経過した日（平成23年7月14日）から施行される。

他方、④の改正は、サイバー犯罪に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行されるところ（本法附則第1条第2号）、同条約については、既に国会で承認されているため、今後、政府において批准手続を行う予定であり、批准後3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に日本国について効力を生ずることとなる（同条約第36条4）。

(1) 刑法第19章の2（不正指令電磁的記録に関する罪）

ア 保護法益等

不正指令電磁的記録に関する罪は、いわゆるコンピュータ・ウイルスの作成、供用等を処罰対象とするものであるが、この罪は、電子計算機のプログラムが、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令」を与えるものではないという、電子計算機のプログラムに対する社会一般の者の信頼を保護法益とする罪であり、文書偽造の罪（刑法第17章）などと同様、社会的法益に対する罪である。

コンピュータ・ウイルスは、これを用いて電子計算機損壊等業務妨害罪（刑法第234条の2第1項）や公電磁的記録毀棄罪（同法第258条）等に及ぶことが考えられるものであるが、不正指令電磁的記録に關

する罪は、それらの罪の予備罪として位置付けられるものではない。

イ 刑法第168条の2第1項（不正指令電磁的記録作成・提供）関係

不正指令電磁的記録作成・提供罪は、

- ・ 「正当な理由がないのに」（正当な理由の不存在）
- ・ 「人の電子計算機における実行の用に供する目的で」（目的）
- ・ 「（第1号又は第2号）に掲げる電磁的記録その他の記録を」（客体）
- ・ 「作成し、又は提供した」（行為）

場合に成立するものである。

(ア) 不正指令電磁的記録作成・提供罪の客体となるのは、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」（第1号）と、「前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録」（第2号）である。

a 「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」（第1号）

いわゆるコンピュータ・ウイルスには様々な種類のものがあるが、他のプログラムに寄生して自己の複製を作成し感染する形態のものに限らず、一般に、トロイの木馬（無害のプログラム等であるかのように見せかけて、コンピュータ使用者が気付かないうちに、破壊活動や情報の漏えい等を行うプログラムを指すとされる。）、ワーム（他のプログラムに寄生せず、単体で自己増殖するプログラムを指すとされる。）、スパイウェア（コンピュータ使用者が知らないうちにインストールされ、様々な情報を収集するプログラムを指すとされる。）などと呼ばれるものであっても、前記のように定義される不正指令電磁的記録に当たるのであれば、対象となり得る。コンピュータ・ウイルスが動作するためにアイコンのダブルクリック等の使用者の行為が必要であるか否かは問わない。

ここで、「人」とは犯人以外の者をいう。なお、後記(イ)のとおり、「実行の用に供する」に当たるためには、不正指令電磁的記録が動作することとなる電子計算機の使用者において、それが不正指令電磁的記録であることを認識していないことが必要であるから、そのこととの関係で、ここにいう「人」には、不正指令電磁的記録であ

ることを認識している第三者も含まれないこととなる。

「電子計算機」とは、自動的に計算やデータ処理を行う電子装置のことをいう。パソコン・コンピュータ等のほか、このような機能を有するものであれば、携帯電話等もこれに当たり得る。

あるプログラムが、使用者の「意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる」ものであるか否かが問題となる場合におけるその「意図」は、個別具体的な使用者の実際の認識を基準として判断するのではなく、当該プログラムの機能の内容や、機能に関する説明内容、想定される利用方法等を総合的に考慮して、その機能につき一般に認識すべきと考えられるところを基準として判断することとなる。したがって、例えば、プログラムを配布する際に説明書を付していなかったとしても、それだけで、使用者の「意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる」ものに当たることとなるわけではない。

また、そのプログラムによる指令が「不正な」ものに当たるか否かは、その機能を踏まえ、社会的に許容し得るものであるか否かという観点から判断することとなる。

不正指令電磁的記録に関する罪の処罰対象となるのは、このような意味での不正指令電磁的記録であり、これに該当するか否かの判断において核となるのは、そのプログラムが使用者の「意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」か否かである。

例えば、ハードディスク内のファイルを全て消去するプログラムが、その機能を適切に説明した上で公開されるなどしており、ハードディスク内のファイルを全て消去するという動作が使用者の「意図に反する」ものでない場合には、処罰対象とはならない。

他方、そのプログラムを、行政機関からの通知文書であるかのように装って、その旨の虚偽の説明を付すとともに、アイコンも偽装するなどして、事情を知らない第三者に電子メールで送り付け、その旨を誤信させて実行させ、ハードディスク内のファイルを全て消去させたというような場合には、そのプログラムの動作は、使用者の「意図に反する」「不正な」ものに当たり、不正指令電磁的記録として処罰対象となり得ると考えられる。

また、いわゆるバグについては、プログラミングの過程で作成者も知らないうちに発生するプログラムの誤りないし不具合をいうものであり、重大なものも含め、コンピュータの使用者にはバグは不可避的なものとして許容されていると考えられることから、その限りにおいては、「意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせる」との要件も、「不正な」との要件も欠くこととなり、不正指令電磁的記録には当たらないこととなる。

他方、プログラムの不具合が引き起こす結果が、一般に使用者がおよそ許容できないものであって、ソフトウェアの性質や説明などに照らし、全く予期し得ないものであるような場合において、実際にはほとんど考えられないものの、例えば、プログラムにそのような問題があるとの指摘を受け、その不具合を十分認識していた者が、この際それを奇貨として、このプログラムをウイルスとして用いて他人に害を与えるとの考え方の下に、あえて事情を知らない使用者をだましてダウンロードさせたようなときは、こうしたものまでバグと呼ぶのはもはや適当でないと思われ、不正指令電磁的記録供用罪が成立し得ることとなる。

もっとも、不正指令電磁的記録に関する罪が成立し得るのは、そのプログラムが不正指令電磁的記録であることを認識した時点以降に行った行為に限られ、それより前の時点で行った行為についてはこれらの罪は成立しない。

すなわち、不正指令電磁的記録作成罪についてはそのプログラムを作成した時点で、同提供罪についてはこれを提供した時点で、故意及び目的がなければ、これらの罪は成立しない。また、そのプログラムを事情を知らない第三者のコンピュータで実行され得る状態に置いた場合であっても、その時点において、それが不正指令電磁的記録であることを認識していなければ、同供用罪は成立しない。

- b 「前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録」(第2号)

「前号に掲げるもの」、すなわち、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」は、後記ウのとおり、不正指令電磁的記録供用罪の対象にもなるものであり、そのま

まの状態で電子計算機において動作させることのできるものを指す。

これに対し、「同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録」とは、内容的には「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える」ものとして実質的に完成しているものの、そのままでは電子計算機において動作させ得る状態にないものをいう。例えば、そのような不正な指令を与えるプログラムのソースコード、すなわち、機械語に変換すれば電子計算機で実行できる状態にあるプログラムのコードを記録した電磁的記録やこれを紙媒体に印刷したものがこれに当たる。

(イ) 「人の電子計算機における実行の用に供する目的」

不正指令電磁的記録作成・提供罪はいわゆる目的犯であり、「人の電子計算機における実行の用に供する目的」で、前記(ア) a の不正指令電磁的記録又は前記(ア) b の電磁的記録その他の記録を作成・提供した場合に成立する。

「人」及び「電子計算機」の意義については、前記(ア) a で述べたとおりである。

「実行の用に供する」とは、不正指令電磁的記録を、電子計算機の使用者にはこれを実行しようとする意思がないのに実行され得る状態に置くことをいう。すなわち、他人のコンピュータ上でプログラムを動作させる行為一般を指すものではなく、不正指令電磁的記録であることの情を知らない第三者のコンピュータで実行され得る状態に置くことをいうものである。

このように、「実行の用に供する」に当たるためには、その不正指令電磁的記録が動作することとなる電子計算機の使用者において、それが不正指令電磁的記録であることを認識していないことが必要である。不正指令電磁的記録提供罪は、後記(ウ)のとおり、それが不正指令電磁的記録等であることを認識している者に取得させる行為であるが、この場合も、提供の相手方以外の第三者（使用者）が不正指令電磁的記録であることを認識していないのにこれを当該第三者の電子計算機で実行され得る状態に置く目的があることを要する。

(ウ) 「作成し、又は提供した」

「作成」とは、不正指令電磁的記録等を新たに記録媒体上に存在す

るに至らしめることをいう。作成が既遂に達するためには、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令」として機能し得る内容のものを実質的に存在するに至らしめることを要する。

なお、プログラムを作成した者がいる場合に、その者について不正指令電磁的記録作成罪が成立するか否かは、その者が「人の電子計算機における実行の用に供する」目的で当該プログラムを作成したか否か等によって判断することとなるから、ある者が正当な目的で作成したプログラムが他人に悪用されてコンピュータ・ウイルスとして用いられたとしても、プログラムの作成者には同罪は成立しない。

「提供」とは、不正指令電磁的記録等であることの情を知った上でこれを自己の支配下に移そうとする者に対し、これをその支配下に移して事実上利用し得る状態に置くことをいう。

(イ) 「正当な理由がないのに」

「正当な理由がないのに」とは、「違法に」という意味である。

ウイルス対策ソフトの開発・試験等を行う場合には、自己のコンピュータで、あるいは、他人の承諾を得てそのコンピュータで作動させるものとして、コンピュータ・ウイルスを作成・提供することがあり得るところ、このような場合には、「人の電子計算機における実行の用に供する目的」が欠けることになるが、さらに、このような場合に不正指令電磁的記録作成・提供罪が成立しないことを一層明確にする趣旨で、「正当な理由がないのに」との要件が規定されたものである（この要件は、不正指令電磁的記録取得・保管罪についても規定されているが、その趣旨は同様である。）。

このほか、コンピュータ・ウイルスを発見した人が、ウイルスの研究機関やウイルス対策ソフトの製作会社に対し、ウイルスの研究やウイルス対策ソフトの更新に役立ててもらう目的で、ウイルスであることを明らかにした上で、そのウイルスを提供し、ウイルスの研究機関やウイルス対策ソフトの製作会社が、そのような目的で用いるためにこれを取得する場合なども、「人の電子計算機における実行の用に供する」目的による提供や取得とはいえないことから、不正指令電磁的記録提供罪や同取得罪は成立しないが、それぞれ、「正当な理由がある」場合にも該当するといえる（なお、この例の場合には、「人の電

子計算機における実行の用に供する」行為に当たらないから、不正指令電磁的記録供用罪も成立しない。)。

(オ) 法定刑

不正指令電磁的記録作成・提供罪の法定刑は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされた。

ウ 刑法第168条の2第2項・第3項（不正指令電磁的記録供用・同未遂）関係

不正指令電磁的記録供用罪は、

- ・ 「正当な理由がないのに」（正当な理由の不存在）
- ・ 「前項第1号に掲げる電磁的記録を」（客体）
- ・ 「人の電子計算機における実行の用に供した」（行為）

場合に成立するものである。

(ア) 「正当な理由がないのに」、「前項第1号に掲げる電磁的記録」、「人の電子計算機における実行の用に供した」の意義については、前記イ(ア)a, (イ)及び(エ)を参照されたい。

なお、同罪の対象となるのは、刑法第168条の2第1項第1号に掲げる不正指令電磁的記録に限られ、同項第2号に掲げる電磁的記録その他の記録（その意義については、前記イ(ア)bを参照されたい。）は含まれない。また、同罪の対象となる不正指令電磁的記録は同項第1号に掲げるものであって、同項柱書き部分は引用されていないから、「人の電子計算機における実行の用に供する目的」で作成された不正指令電磁的記録であることは不要である。

「人の電子計算機における実行の用に供（する）」行為としては、例えば、

- 不正指令電磁的記録の実行ファイルを電子メールに添付して送付し、そのファイルを、事情を知らず、かつ、そのようなファイルを実行する意思のない使用者のコンピュータ上でいつでも実行できる状態に置く行為や、
- 不正指令電磁的記録の実行ファイルをウェブサイト上でダウンロード可能な状態に置き、事情を知らない使用者にそのファイルをダウンロードさせるなどして、そのようなファイルを実行する意思のない使用者のコンピュータ上でいつでも実行できる状態に置く行為等がこれに当たり得る。

同罪の法定刑は、不正指令電磁的記録作成・提供罪と同一である。

(イ) 不正指令電磁的記録供用罪については、未遂犯を処罰することとされた。

エ 刑法第168条の3（不正指令電磁的記録取得・保管）関係
不正指令電磁的記録取得・保管罪は、

- ・ 「正当な理由がないのに」（正当な理由の不存在）
- ・ 「前条第1項の目的で」（目的）
- ・ 「同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録を」（客体）
- ・ 「取得し、又は保管した」（行為）

場合に成立するものである。

(ア) 「前条第1項の目的」

「前条第1項の目的」とは、「人の電子計算機における実行の用に供する目的」をいう。

(イ) 「同項各号に掲げる電磁的記録その他の記録」

不正指令電磁的記録取得・保管罪の対象となるのは、同作成・提供罪と同様、「人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える電磁的記録」（刑法第168条の2第1項第1号）及び「前号に掲げるもののほか、同号の不正な指令を記述した電磁的記録その他の記録」（同項第2号）である。各文言の意義については、前記イ(ア)を参照されたい。

(ウ) 「取得し、又は保管した」

「取得」とは、不正指令電磁的記録等であることの情を知った上でこれを自己の支配下に移す一切の行為をいう。

また、「保管」とは、不正指令電磁的記録等を自己の実力支配内に置いておくことをいう。

(エ) 法定刑

不正指令電磁的記録取得・保管罪の法定刑は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金とされた。

(2) 刑法第175条（わいせつ物頒布等）

ア 第1項関係

(ア) 現行の本条前段においては、「わいせつな文書、図画その他の物」と規定され、その対象が「物」とされていることから、例えば、電子

メールでわいせつな画像を不特定又は多数の者に送信して取得させるなどの行為については、同条前段の適用の可否について裁判例が分かれているが、このような行為は、実質的に見て、有体物としてのわいせつ物を頒布する行為と違法性の点で何ら変わらないといえる。

そこで、それらの行為が処罰対象に含まれることを明確にするため、改正後の本項後段においては、「電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布」する行為を処罰対象として掲げることとされた。

ここで、「電気通信」とは、有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいい、「送信」とは、このうち「送る」行為をいう。

電磁的記録の「頒布」とは、不特定又は多数の者の記録媒体上に電磁的記録を存在するに至らしめることをいう。したがって、相手方の記録媒体上に「電磁的記録その他の記録」として存在するに至っていない場合には、ここにいう「頒布」には当たらない。

また、「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいうところ（刑法第7条の2），わいせつな画像等をファクシミリで送信した場合には、頒布先において電磁的記録以外の形態による記録として存在するに至ることもあり得ることから、「その他の記録」も掲げることとされた。

(イ) 前記(ア)のとおり、本法によって、電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録を頒布する行為が処罰対象に含まれることが明確となるが、これに伴い、解釈上の疑義が生じないよう、改正後の本項前段において、わいせつ物の中に、例えば、わいせつな画像データを記憶・蔵置させたハードディスク等の「(わいせつな) 電磁的記録に係る記録媒体」が含まれることを明示することとされた。

これは、現行法の下でも「電磁的記録に係る記録媒体」は「その他の物」に含まれると解されているところ、この点を確認的に規定する趣旨である。

(ウ) 本法においては、現行の本条前段から「販売し」との文言を削ることとされているが、これは、後記イ(ア)のとおり、改正後においては、「頒布」の中に「販売」が含まれることとなるためである。すなわち、

これまで「販売」に当たるとして処罰してきた行為を処罰しないこととする趣旨ではなく、改正前において「販売」に当たる行為は、改正後においては「頒布」に当たることとなる。

- (イ) 以上のとおり、改正後においては、本条にいう「頒布」とは、不特定又は多数の者に対して、有償又は無償で、対象となる物を交付し、又は電磁的記録を存在するに至らしめることを意味することとなる。

イ 第2項関係

- (ア) 本項は、現行の本条後段に所要の修正を加えつつ、これを第2項として規定するものである。

すなわち、現行の同条後段においては、「販売の目的」と規定されており、ここにいう「販売」とは、不特定又は多数の者に対して有償で所有権を移転させる行為を意味するものと解されてきたが、現在では、わいせつな電磁的記録 자체を頒布する場合や、有体物としてのわいせつ物を有償でレンタルする場合のように、必ずしも所有権の移転を伴わない形で拡散させる行為が容易に行われるようになっている。

そこで、これらの行為を目的とする場合も処罰対象に含まれることを明確にするため、改正後の本項においては、「有償で頒布する目的」に改めることとされた。

これに伴い、改正後は、「頒布」は、従来の「販売」を含む概念として用いられることとなる。

- (イ) 改正法により、わいせつな電磁的記録を保管する行為も処罰対象として掲げることとされた。

電磁的記録の保管とは、電磁的記録を自己の実力支配内に置くことをいう。

ウ 法定刑

改正後においても、懲役刑及び罰金刑の上限は従来と変わらないが、刑法第175条の罪は利得目的で行われるのが通常であることに鑑み、懲役刑と罰金刑の任意的併科ができることとされた。

(3) 刑法第234条の2第2項（電子計算機損壊等業務妨害未遂）

電子計算機損壊等業務妨害罪については、コンピュータ・ネットワークの高度の発展に伴い、遠隔からでもこれを容易に実行し得るようになっており、他人の業務に使用する電子計算機に対して攻撃が加えられた場合については、システム上の防護措置等によって動作阻害が生じるには至らず、

未遂にとどまった場合であっても、処罰する必要性が高いと考えられる。

そこで、本法においては、同罪の未遂犯も処罰することとされた。

電子計算機損壊等業務妨害未遂罪に当たり得る場合としては、例えば、他人の業務を妨害するため、その業務に使用されている電子計算機に対し、ネットワークを通じて不正な指令を与えようとしたものの、防護措置が作動したため、動作阻害が生じるには至らなかった場合等が考えられる。

2 強制執行妨害犯罪関係の罰則整備について

本法においては、

- ① 強制執行妨害関係罰則の構成要件の拡充（刑法第96条から第96条の4まで及び第96条の6）
- ② 法定刑の引上げ（同法第96条から第96条の4まで及び第96条の6）
- ③ 加重処罰規定の新設（同法第96条の5及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第3条第1項第1号から第4号まで）

を行うこととされた。

(1) 刑法第96条（封印等破棄）

現行の本条においては、「封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法で無効にした」と規定され、封印又は差押えの表示（以下「封印等」という。）自体に対する行為が処罰対象とされていることから、封印等が違法に除去された後において、その事実を知っている者が、封印等に表示された裁判所の命令等が依然として有効である間にその命令等の実質的効果を滅失し又は減殺する行為に及んだ場合でも、これを処罰することはできないと解されているが、実際には、このような手口による強制執行妨害事案も存在する。

そこで、このような場合も処罰できるようにするために、改正後の本条においては、「封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその封印若しくは差押えの表示に係る命令若しくは処分を無効にした」と規定することとされた。

ここで、「命令」とは、裁判所の裁判に基づくものを指し、「処分」とは、裁判所の裁判に基づかず、執行官や行政機関の行為として行われるものと指す。

また、「無効にした」とは、差押え等の法的効力を失わせることではなく、その実質的効果を滅失し又は減殺することを意味する。

(2) 刑法第96条の2（強制執行妨害目的財産損壊等）

本条は、強制執行の進行を阻害する行為のうち、主として物に向けられたものについて、現行の強制執行妨害罪（刑法第96条の2）の構成要件を拡充したものである。

ア 柱書き前段関係

現行の本条においては、「強制執行を免れる目的」と規定されているが、強制執行妨害行為に及ぶ者としては、強制執行を免れるというよりも、むしろ、強制執行手続の進行を一時的にでも阻害することが目的である場合が少なくないと考えられる。

そこで、このような場合も処罰できるようにするために、改正後の本条においては、「強制執行を妨害する目的」に改めることとされた。

イ 第1号及び第2号関係

現行の本条においては、単に「財産」と規定されているが、この点については、強制執行を受けた財産だけでなく、強制執行を受けるおそれのある客観的状況が発生した後は、実際に強制執行手続が開始される前においても、その目的となるべき財産は含まれると解されている。

そこで、改正後の本条第1号及び第2号においては、その趣旨を明確にするため、妨害行為の客体を「強制執行を受け、若しくは受けるべき財産」などと規定することとされた。

ウ 第1号関係

現行の本条においては、「財産を…仮装譲渡し」と規定されているが、例えば、第三者が、債務者との通謀等なしに、強制執行の目的財産を譲り受けた旨の虚偽の主張をして強制執行を妨害している場合には、「財産を…『仮装譲渡し』(た)」とはいひ難い。

また、同様に、現行の本条においては、「仮装の債務を負担した」と規定されているが、例えば、第三者が、債務者との通謀等なしに、虚偽の債権の存在を主張して強制執行を妨害している場合には、「仮装の債務を『負担した』」とはいひ難い。

そこで、これらの場合も処罰対象に含まれることを明確にするため、改正後の本号においては、「譲渡を仮装し」、「債務の負担を仮装する」に改めることとされた。

エ 第2号関係

現行の本条においては、強制執行の目的財産を損壊する行為が処罰対

象とされているが、損壊とまではいえない行為であっても、無用の増改築や廃棄物の搬入等により強制執行の目的財産の物的状況を変化させて、その財産の価値を著しく減少させ、あるいは除去に過大な費用を要する状態を作り出して費用倒れにさせる強制執行妨害事案も存在する。

そこで、このような場合も処罰できるようにするため、改正後の本号においては、強制執行の目的財産の「現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為」を処罰対象として掲げることとされた。

オ 第3号及び柱書き後段関係

(ア) 現行の本条においては、強制執行の目的財産の仮装譲渡等が処罰対象とされているが、真実の譲渡等ではあるものの、無償その他の不利益な条件で行うことにより引当財産不足の状態を生じさせる強制執行妨害事案も存在する。

そこで、このような場合も処罰できるようにするため、改正後の本号においては、金銭執行の目的財産について、「無償その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為」を処罰対象として掲げることとされた。

(イ) また、仮装譲渡の場合とは異なり、真実の譲渡等の場合には、相手方が存在するところ、その相手方が処罰対象となることを明確にするため、改正後の本条柱書き後段においては、「情を知って、第3号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となった者も、同様とする。」と規定することとされた。

(ウ) 「金銭執行」とは、金銭債権についての強制執行を意味し、民事執行法所定の「金銭の支払を目的とする債権についての強制執行」及び担保権の実行としての競売並びに民事保全法所定の仮差押えの執行の各手続のほか、金銭債権の充足を目的として行われるこれらに準じる手続を意味する。

なお、金銭執行は目的財産の差押えによって開始され、差押後に行われた目的財産の譲渡等は差押債権者に対抗することができないことから、このような譲渡等は、金銭債権の引当財産に法律上不足を生じさせるものではないと考えられる。そこで、改正後の本号においては、行為の客体を「金銭執行を受けるべき財産」、すなわち、強制執行を受けるおそれのある客観的状況が発生してから実際に強制執行が開始

されるまでの間におけるその目的となるべき財産に限定することとされた。

(3) 刑法第96条の3（強制執行行為妨害等）

本条は、強制執行の進行を阻害する行為のうち、執行官や債権者等の人間に向けられた行為を処罰しようとするものであり、新規の罰則である。

ア 第1項関係

執行官等の公務員に向けられた強制執行妨害行為については、現行法の下でも公務執行妨害罪が成立する場合があるが、「暴行又は脅迫」に当たらない方法による強制執行妨害事案、すなわち、明渡執行の目的建物の敷地内に猛犬を放し飼いにするなど「威力」と評価すべき行為による強制執行妨害事案や、建物の実際の占有者と債務名義等に表示された強制執行の名宛人との同一性の確認を妨げて執行官による明渡執行を実施不能とするなど「偽計」と評価すべき行為による強制執行妨害事案も存在する。

そこで、これらの場合も処罰できるようにするために、改正後の本項においては、「偽計又は威力を用いて、立入り、占有者の確認その他の強制執行の行為を妨害」する行為を処罰対象として掲げることとされた。

本項は、強制執行の実施現場における執行行為の進行を保護しようとするものであり、「強制執行の行為」の典型例としては、民事執行法等の規定に基づく執行官の執行行為が想定される。執行裁判所の裁判作用はこれに含まれない。

イ 第2項関係

債権者等に向けられた強制執行妨害行為については、現行法の下でも、強要罪、偽計業務妨害罪又は威力業務妨害罪が成立する場合があるが、強要罪における「脅迫」の内容は、被害者自身又はその親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に関するものに限定されている上、既遂犯として処罰するためには、被害者に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したことが必要となる。また、業務妨害罪は、強制執行の申立て等が債権者等の業務として行われる場合に成立し得ることとなるが、債権者等が業務主体であるとは限らない。

そこで、これらの罪に当たらない場合も含めて強制執行妨害行為として処罰できるようにするために、改正後の本項においては、「強制執行の申立てをさせず又はその申立てを取り下げさせる目的で、申立て権者又は

その代理人に対して暴行又は脅迫を加える行為を処罰対象として掲げることとされた。

本項の罪は、同項に規定する目的で暴行又は脅迫を加えた時点で成立するものであり、これによって実際に強制執行の申立て等が妨害されたことを要しない。また、脅迫の内容に限定はなく、その申立て等が業務として行われるものであることも不要である。

(4) 刑法第96条の4（強制執行関係売却妨害）

ア 現行の競売等妨害罪（刑法第96条の3）には、強制執行に関する妨害行為と公共工事の入札等に関する妨害行為が含まれるが、本条は、そのうち強制執行に係る部分を切り出し、その構成要件の拡充等を行ったものである。

イ 現行の競売等妨害罪の処罰対象となる行為については、競売開始決定後のものに限られると解されているが、実際には、競売開始決定前の妨害行為が後の手続の公正に不当な影響を与えていたと考えられる事案も存在する。

そこで、競売開始決定前の妨害行為も処罰できるようにするため、改正後の本条においては、「強制執行において行われるべき」売却の公正を害すべき行為を処罰対象とすることとされた。

ウ また、現行の民事執行法上、財産の換価手続は「入札又は競り売り」に限定されていないところ（同法第64条第2項）、それ以外の売却手続が現行の刑法第96条の3にいう「競売又は入札」に含まれるかは必ずしも明らかではないが、そのような売却手続についても手続の公正を保護する必要があることから、改正後の本条においては、「売却」との文言に改めることとされた。

エ なお、現行の刑法第96条の3第2項においては、談合を処罰することとされているのに対し、改正後の本条には、同項に相当する規定が置かれていがないが、これは、強制執行手続における売却に関して談合が行われた場合には、偽計によりその売却の公正を妨げるべき行為をしたものとして処罰対象となるためであり、強制執行における売却に関する談合を処罰しないこととする趣旨ではない。

(5) 刑法第96条から第96条の4までの罪の法定刑

現行の刑法第96条から第96条の3までの規定においては、懲役刑の上限はいずれも2年とされており、罰金刑の上限は20万円（同法第96

条), 50万円(同法第96条の2), 250万円(同法第96条の3)とされているが, 改正後の同法第96条から第96条の4までの規定においては, これらを全て統一した上で, 懲役刑については, その上限を3年とし, 罰金刑については, この種事犯の利欲犯的性質に鑑み, 現行の同法第96条から第96条の3までの法定刑の中で最も重い250万円とし, かつ, 懲役刑との併科を可能とすることとされた。

(6) 刑法第96条の5(加重封印等破棄等) 関係

職業的に行われる強制執行妨害事案に対しては, 通常の場合よりも厳しい処罰を可能とする必要があると考えられるところ, 職業的な強制執行関係妨害事犯の実態を見ると, 報酬目的で他人の強制執行に介入する形態をとることが多いと考えられる。

そこで, 改正後の本条においては, 「報酬を得, 又は得させる目的で」, 「人の債務に関して」という要件の下に, 加重処罰の対象とすることとし, 5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科に処することとされた。

(7) 刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害) 関係

現行の競売等妨害罪(刑法第96条の3)の処罰対象となる行為のうち, 強制執行を妨害するものは, 改正後は同法第96条の4により処罰されることになるところ, 改正後の本条は, これに含まれない公共工事や公有物の売渡し等に関する競売又は入札の公正を害すべき行為を処罰するための規定として設けられたものである。

改正後の刑法第96条の4との区別のために, 対象となる手続を「公の競売又は入札で契約を締結するためのもの」と規定することとされたが, その余の構成要件については, 現行の刑法第96条の3と同様である。

もっとも, 法定刑については, 改正後の刑法第96条から第96条の4までの規定と同様に引き上げることとされた。

本条第2項の談合罪については, 構成要件に変更はないものの, 法定刑は, 「前項と同様とする」とされていることから, 同条第1項の法定刑と同様に引き上げられることとなる。

(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項第1号から第4号まで(組織的な封印等破棄等)

前記(6)のとおり, 職業的に行われる強制執行妨害事案に対しては, 加重処罰を可能とする必要があると考えられるところ, 改正後の刑法第96条

の5は、このような事案の特徴を利得の源泉という面から把握したものであるが、他方で、この種の事案は、暴力団等の組織によって行われることも多いことから、改正後の組織的犯罪処罰法第3条においては、刑法第96条から第96条の4までの行為のうち組織性の要件を満たすものを加重処罰の対象とすることとし、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又はこれらの併科に処することとされた。

3 犯罪収益関係の規定の整備

(1) 組織的犯罪処罰法別表関係

本法においては、組織的犯罪処罰法別表（以下単に「別表」という。）が整理された。

別表に掲げる罪は、財産上の不正な利益を得る目的で犯したそれらの犯罪行為により得た財産等が組織的犯罪処罰法上の「犯罪収益」となり（第2条）、その犯罪収益等を隠匿、收受等すれば、いわゆるマネーロンダリング罪に当たることとなるものであって、別表は、マネーロンダリング罪の前提犯罪を定めるものであり、また、これらの犯罪収益等は、刑法上の没収規定よりも拡張されている組織的犯罪処罰法上の没収規定の適用対象となるものである。

別表の改正は、「犯罪の国際化及び組織化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（平成15年提出）及び「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（平成16年及び平成17年提出）が国会に提出されていた間に、別表に掲げる罪について規定する法律が改正されるなどしたことから、これを反映させて整理するものである。

すなわち、前記各法律案においては、現行の別表を相当程度改めることとしていた。他方、前記各法律案について国会で審議が継続していた間に、前提犯罪に係る罰則を定める法律が改正されて、その罰則にいわゆる条ずれ等が生じることとなった場合には、前記各法律案による改正後の組織的犯罪処罰法を前提としてその改正を行うとともに、その法律の施行日が前記各法律案の施行日より前になつた場合に備えて、現行の別表の読み替規定等が設けられてきたところである。

ところが、前記各法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴う法整備を含んでおり、特に、組織的な犯罪の共謀罪の創設の是非をめぐって様々な意見が出され、結局、成立には至らなかった。

そのため、別表に掲げる前提犯罪については、これを定める元の法律が改正されたにもかかわらず、別表自体の改正は行われず、各法律の附則に別表の読み替規定等が設けられたままになっていた。

今回の改正は、このような読み替規定等の内容を現行の別表に反映させて整理することを基本とするものであり、それに伴い、不要な読み替規定等は削除することとされた。

なお、その整理を行う中で、下記のとおり、前提犯罪の追加及び削除を若干行うこととされた。

すなわち、新たに前提犯罪に加えることとされたのは、

- ① 組織的犯罪処罰法第3条第1項第1号から第4号までに掲げる罪に係る同条（組織的な封印等破棄等）の罪（改正後の別表第1号）
- ② 刑法第96条の5（加重封印等破棄等）の罪（改正後の別表第2号イ）
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第49条第1号（無許可営業）の罪（改正後の別表第14号）
- ④ 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第98条の4（損失補填に係る利益の收受等）の罪（改正後の別表第18号）
- ⑤ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第243条第2号（損失補填に係る利益の收受等）の罪（改正後の別表第29号）
- ⑥ 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）第73条第1項（株主等の権利の行使に関する収賄）の罪（改正後の別表第47号）
- ⑦ 銀行法（昭和56年法律第59号）第61条第1号（無免許営業）の罪（改正後の別表第54号）
- ⑧ 保険業法（平成7年法律第105号）第329条第1項（社員等の権利の行使に関する収賄）又は第331条第2項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第4項（株主等の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪（改正後の別表第64号）
- ⑨ 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第297条第1号（損失補填に係る利益の收受等）の罪（改正後の別表第68号）である。

これらのうち、①及び②は、本法により新設される罪を新たに前提犯罪

とするものであり、④から⑥まで、⑧及び⑨は、他の法律に規定されている同種の罪が既に前提犯罪とされていることも踏まえ、新たに前提犯罪とするものである。また、③及び⑦は、犯罪収益に関する実情に鑑み、新たに前提犯罪とするものである。

他方、前提犯罪から除かれることとなるのは、

- ① 医療法（昭和23年法律第205号）第71条の12第2項（社会医療法人債権者の権利の行使に関する贈賄）の罪（改正後の別表第19号）
- ② 会社法（平成17年法律第86号）第968条第2項（株主等の権利の行使に関する贈賄）の罪（改正後の別表第80号）

である。

なお、これらを含め、別表に掲げる罪については、本法附則第2条、第4条、第5条及び第8条に経過措置が規定されており、事案に応じて、これらの経過規定を適用することが必要となる。

(2) 組織的犯罪処罰法第13条第2項関係

本法においては、組織的犯罪処罰法第13条第2項が整理された。

同項各号に掲げる罪は、それらの犯罪行為によりその被害者から得た財産等が「犯罪被害財産」に当たり、犯罪収益等が犯罪被害財産であるときは原則として没収できないこととなる一方、没収された犯罪被害財産は、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）による支給の対象となり得るものである。

同項は、別表を前提として犯罪被害財産について規定しているところ、前記(1)のとおり、別表が整理されたことから、これに伴い、同項についても所要の改正が行われた。

なお、同項に掲げる罪については、本法附則第3条に経過措置が規定されており、事案に応じて同条を適用することが必要となる。

第3 参議院における附帯決議

本法の国会審議に際し、別紙2のとおり、参議院法務委員会において附帯決議がなされているので、捜査等に当たっては留意されたい。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律の概要

近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、罰則及び刑事手続について所要の法整備を行う。

第1 サイバー関係の法整備

1 実体法の整備 [刑法等] (一部の規定を除き、公布日から20日で施行)

(1) 不正指令電磁的記録作成等の罪の新設

コンピュータ・ウイルス
 〔作成・提供・供用：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
 取得・保管：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金〕

(2) わいせつ物頒布等の罪の処罰対象の拡充

わいせつな電磁的記録の頒布行為が処罰対象に含まれることを明確化。

2 手続法の整備 [刑事訴訟法等] (公布日から1年以内に施行)

(1) 接続サーバ保管の自己作成データ等の差押えの導入

差押対象物たるコンピュータで作成、変更した電磁的記録等を保管するために使用されている接続サーバから、その電磁的記録等を当該電子計算機等に複写して、これを差し押さえることを可能とする（裁判官の発する令状が必要）。

(2) 記録命令付差押えの新設

電磁的記録の保管者等に命じ、必要な電磁的記録を他の記録媒体に記録等させて、これを差し押さえることを可能とする（裁判官の発する令状が必要）。

(3) 電磁的記録に係る記録媒体の差押えの執行方法の整備

対象となる記録媒体自体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して、これを差し押さえることを可能とする（差押えが可能であることが前提）。

(4) 通信履歴の電磁的記録の保全要請の規定の整備

捜査機関が、プロバイダ等に対し、業務上記録している通信履歴のうち特定のものを、60日間消去しないよう書面で求めることを可能とする（その通信履歴を取得するためには、別途、裁判官の発する令状が必要）。

第2 強制執行妨害関係の罰則整備 (公布日から20日で施行)

1 処罰対象の拡充及び法定刑の引上げ [刑法]

強制執行の目的財産の現状改変による妨害行為など、現行刑法の関係罰則では処罰が困難な妨害行為を新たに処罰対象とし、法定刑の上限を以下のとおり引き上げる。

懲役刑：2年→3年

罰金刑：20万円（封印等破棄）、50万円（強制執行妨害）
 250万円（競売等妨害）} 250万円、併科可能

2 加重处罚規定の新設 [刑法・組織的犯罪处罚法]

報酬目的（刑法）
 組织的態様又は不正権益目的（组织的犯罪处罚法）} 5年以下の懲役、500万円以下の罰金、併科可能

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 不正指令電磁的記録に関する罪（刑法第19章の2）における「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とは、単に他人の電子計算機において電磁的記録を実行する目的ではなく、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせない電磁的記録であるなど当該電磁的記録が不正指令電磁的記録であることを認識認容しつつ実行する目的であることなど同罪の構成要件の意義を周知徹底することに努めること。また、その捜査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウェアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。
- 二 記録命令付差押えについては、電磁的記録の保管者等に不当な負担を生じさせることのないよう十分留意するとともに、当該記録媒体を差し押さるべき必要性を十分勘案した適切な運用に努めること。
- 三 通信履歴の保全要請については、憲法が通信の秘密を保障している趣旨に鑑み、その必要性及び通信事業者等の負担を考慮した適切な運用に努めること。
- 四 サイバー犯罪が、容易に国境を越えて行われ、国際的な対応が必要とされる問題であることに鑑み、その取締りに関する国際的な捜査協力態勢の一層の充実を図るほか、捜査共助に関する条約の締結推進等について検討すること。
- 五 本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討を行うとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。